

(案)

流山市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの届出の取扱いについて必要な事項を定めることにより、多様な生き方を選択できる環境をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で、経済面、生活面及び精神面で、互いに責任を持って協力し合うことを約束した二者の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップの関係にある者双方及びその一方の子（実子、養子又はこれらの者の配偶者をいう。以下同じ。）又は親（実親、養親又はこれらの者の配偶者をいう。以下同じ。）が家族として尊重し協力し合う関係をいう。

(届出の対象者)

第3条 パートナーシップの届出をすることができる者は、パートナーシップを形成する者であって、当該届出をしようとする日において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達している者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 双方又は一方が市内に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
  - イ 双方又は一方がパートナーシップの届出をしようとする日から3か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 双方とも、現に婚姻していない者であること。
- (4) 双方とも、パートナーシップの届出をしようとする者以外の者とのパートナーシップがない者であること。
- (5) 民法第734条及び第735条に規定する婚姻をすることができ

ない者同士（同性間でパートナーシップに基づく養子縁組をしている者同士を除く。）でないこと。

- 2 ファミリーシップの届出をすることができる者は、パートナーシップの届出をすることができる者又は当該届出が受理された者で、双方又は一方にファミリーシップを形成する子又は親（15歳以上の者にあつては、ファミリーシップの届出をすることに同意している者に限る。）があるものとする。

（届出の方法）

第4条 パートナーシップ又はファミリーシップの届出をしようとする者は、流山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書（別記第1号様式。以下「届出書」という。）に署名し、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）届出書に記載する全ての者の住民票の写し（届出書を提出する日前3か月以内に発行されたものに限る。）

（2）パートナーシップの届出にあつては、戸籍個人事項証明書、戸籍全部事項証明書その他現に婚姻をしていないことを証明する書類（当該届出をしようとする者の双方又は一方が外国籍である場合は、次のいずれかの書類）（届出書を提出する日前3か月以内に発行されたものに限る。）

ア 在日本大使館等の外国の官憲が発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文

イ アに規定する書類の取得が困難な場合は、その理由及び婚姻要件を具備する旨を記入した申述書

（3）ファミリーシップの届出にあつては、子又は親が一方の子又は親であることを証明する書類

（4）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、パートナーシップ又はファミリーシップの届出をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

（1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード

- (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号に掲げる一般旅券
- (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証
- (4) 官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 前条第1項第2号イに該当する者は、届出書を提出した日から3か月以内に、住民票の写し等転入したことを証明する書類を市長に提出しなければならない。

（通称名の使用）

第5条 パートナーシップの届出をしようとする者は、当該届出において、氏名以外の呼称であって、社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称名」という。）を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する者は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を提示し、その写しを提出しなければならない。

（証明書及び証明カードの交付）

第6条 市長は、届出書の提出があったときは、第4条第2項に規定する方法による本人確認（以下「本人確認」という。）を行った上で、流山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書（別記第2号様式。以下「証明書」という。）及び流山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード（別記第3号様式。以下「証明カード」という。）を交付するものとする。この場合において、パートナーシップの届出をした者が前条第2項の規定により日常生活において通称名を使用していることが確認できたときは、戸籍に記載されている氏名（外国人等の場合にあっては、これに準ずるもの）のほか、通称名を証明書及び証明カードに記載するものとする。

（証明書及び証明カードの再交付）

第7条 前条の規定により証明書及び証明カードの交付を受けた者（以下「届出者」という。）は、証明書又は証明カードを紛失し、毀損し、又は汚損したときは、流山市パートナーシップ・ファミリーシッ

プ届出受理証明書等再交付申請書（別記第4号様式）により、市長に対し証明書及び証明カードの再交付を申請することができる。

- 2 市長は、前項の再交付の申請があったときは、本人確認を行った上で、証明書及び証明カードを交付するものとする。

（証明書及び証明カード記載事項の変更）

第8条 届出者は、届出書の記載事項に変更があったときは、流山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書記載事項変更届（別記第5号様式。以下「変更届」という。）に、その事実を証する書類並びに証明書及び証明カードを添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、変更届の提出があったときは、証明書及び証明カードの変更が必要なときは、本人確認を行った上で、変更後の証明書及び証明カードを交付するものとする。

（子の氏名の削除）

第9条 届出書に氏名が記載されている子は、15歳に達した日以後に、流山市ファミリーシップ届出に関する申立書（別記第6号様式。以下「申立書」という。）を市長に提出することにより、届出書の記載事項から自身の氏名を削除する申立てを行うことができる。

- 2 市長は、前項の申立てを行う者が本人であることを確認するため、本人確認を行うものとする。
- 3 市長は、申立書が提出されたときは、届出者に対して、本人確認を行った上で、既に交付した証明書及び証明カードと引き換えに申立書を提出した者の氏名を削除した証明書及び証明カードを交付するものとする。

（証明書及び証明カードの返還等）

第10条 届出者は、次のいずれかに該当するときは、流山市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届（別記第7号様式。以下「返還届」という。）に、その事実を証する書類（第2号又は第3号に該当するときに限る。）並びに証明書及び証明カードを添えて市長に届け出なければならない。

- （1）パートナーシップが解消されたとき。
- （2）一方が死亡したとき。
- （3）第3条第1項第2号から第4号までの規定に該当しなくなったと

き。

2 前項第2号の規定により返還届（ファミリーシップの届出を含むものに限る。）を提出した場合において、届出書に記載されている全ての者（死亡した者及び15歳未満の者を除く。）のファミリーシップを継続する旨の同意があるときは、当該ファミリーシップを継続できるものとする。この場合において、届出者は、ファミリーシップの継続に関する同意書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の同意書の提出があったときは、本人確認を行った上で、変更後の証明書及び証明カードを交付するものとする。

（届出の無効）

第11条 市長は、届出者が第3条第1項又は第2項の規定に該当しないことが判明したときは、パートナーシップ又はファミリーシップの届出を無効とし、証明書及び証明カードの返還を求めるものとする。

2 前項の規定により証明書及び証明カードの返還を求められた届出者は、既に交付されている証明書及び証明カードを速やかに市長に返還しなければならない。

（市民及び事業者への周知）

第12条 市長は、この要綱の趣旨について、市民及び事業者が理解し、その社会活動の中で最大限に尊重され、公平かつ適切な対応を行うよう、周知啓発に努めなければならない。

（届出書等の保存期間）

第13条 証明書及び証明カードの返還があったときを除き、届出書及び変更届の保存期間は、届出書を受理した日から30年間とする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和●年●月●●日から施行する。